



中小企業基盤人材確保助成金の概要

中小企業基盤人材確保助成金は、新分野進出等(創業、異業種への進出)を目指す中小企業事業主が、都道府県知事から雇用管理の改善計画の認定を受け、当該改善計画に基づき、新分野進出等に必要な中小企業者の経営基盤の強化に資する人材(以下「基盤人材」といいます。)を新たに雇い入れ、又は、基盤人材の雇い入れに伴い基盤人材以外の新分野進出等に必要な労働者(以下「一般労働者」といいます。)を新たに雇い入れる場合に、基盤人材一人あたり140万円(5人を上限とします。)一般労働者1人あたり30万円(基盤人材の雇い入れ数と同数までを上限とします。)を助成するものです。

自分たちの言葉にかえると



会社を設立したり、新しい分野に進出する会社は、とても大変ですね。

会社を設立したら事業を拡大していくためにも「人」を雇いますね。また、事業を拡大していくためには、それなりのスキルがあったり、マネージメントできる人材が必要ですよ。

でも、現在の雇用情勢から考えると、人が集めにくいですよ。しかも、一定のスキルがある人は、比較的高い給与を払わなくてはダメじゃないですか。

そんな費用をねん出するのは大変でしょう。それなら、国が短い期間(1年)ですが、これからの会社の応援も含めて賃金の一部を助成(あげます！)してあげましょう。……という主旨の助成金です。

1. どんな会社が対象なの？

大原則としての要件は

1. **会社を設立登記(または、異業種進出を決めた)してから6か月以内。**(個人事業は開業届提出6か月以内)
2. **初期投資で300万円以上の費用を費やす予定がある。**

上記の2点をクリアしていれば、該当する可能性は80%以上あります。

残りの20%の該当しない主な理由としては、「300万円の費用の詳細の不該当」「資本関係の問題」などがありますが、ここで
の目的は「概要を理解する」ことですので、細かな要件は割愛します。 *尚、お問い合わせいただければ詳細をご案内します。



2. いくらもらえるの？

雇入れた対象労働者の1年間の賃金の一部に相当する額として、基盤人材については、1人あたり140万円、一般労働者については、1人あたり30万円を助成するものです。(同意雇用開発促進地域において主たる事業所を設置し対象労働者を雇入れた場合、基盤人材については1人あたり210万円、一般労働者については1人あたり40万円。)ただし、基盤人材については、1企業あたり5人を限度とし、一般労働者については、基盤人材の雇入れ数(5人を限度とする。)と同数までを限度とします。



自分たちの言葉にかえると



賃金の補填は最大で1年間となります。

基盤人材というのは、「事業拡大のためのスキル、マネージメント能力」がある人で、イメージだと係長クラス以上の方です。その方たちの給与は比較的高額でないと集めることが難しいと思いますので、その方たちは、半期ごとに70万円。1年は2半期ですので、合計で140万円となります。対象人数は最大で5人までですので、係長クラス以上のスキルやマネージメント能力がある人を5人雇用すると、最大で700万円の助成金が給付されます。

また、通常の組織ですと、マネージメントする人がいれば、指示されて業務を遂行する人もいますよね。その方たちを一般労働者と呼びます。この一般労働者に関しては、半期で15万円。1年は2半期ですので、合計で30万円となります。対象人数は最大で5人までですので、一般社員5人で最大150万円の助成金が給付されます。



つまり、最大で850万円の助成金をうけとることが可能です。



但し、上記の金額はMAX金額ですので、通常は企業の体力的にいきなり多くの雇用はしませんよね。私の経験値ですと、「基盤人材2名＋一般社員2名」位が多く、平均で340万円程度でしょうか。

しかも給付は後払いですので、事業計画などの資金に組み入れることはやめましょう。

企業は刻々と変化するので、雇用した人が辞めてしまったり、予定金額の設備投資が不要になったりすることが多々ありますよね。あくまでも「…結果として給付できた！」という考えで助成金は考えてください。



3. 注意すべきこと

前ページでも申し上げましたが、助成金というものは、返す必要のないお金ですので、要件が数多くあります。一般企業が支払っている「雇用保険」の財源から給付金をねん出していますので、不正防止の観点から2重、3重のチェックがありますので、安易に考えると手間だけかかり、結果として該当しなかった！というケースも数多くあります。但し、①設立登記して6か月以内②初期投資で300万円以上を予定している企業様は、給付を受ける確率はグンと高くなりますので、弊事務所にお問い合わせください。

東京23区の企業様限定で、無料相談を受けております。



助成金を受けられなかったケース BEST5

1. 300万円の設備投資の内訳で認めてくれるものの理解不足
2. 助成金の計画書の提出前（都に認可を受ける前）に採用してしまった
3. 雇用保険に入れていなかった
4. 基盤人材の月度の給与が30万円未満にしていた

（規定として、基盤人材は賞与を抜きにして年間350万円以上の報酬を得る人というのがあります。）

5. 給付申請期間を過ぎてしまっていた。

助成金で重要なのは、①要件を正確に満たしているか②申請のタイミングの2点です。

「なんか、該当しそうだな！」という企業様は、弊事務所のHPからお問い合わせいただくか、直接お電話をいただければ概要をお話させていただきます。

「正確に理解して、もらえるものはきっちりもらい、事業拡大の一助としましょう。」

これが、弊事務所のメッセージです！